

住むまちいぬやま応援グッズ提案募集事業要領

1. 目的

犬山市では、住むまちいぬやま応援グッズとして、住むまちいぬやまロゴマークや犬山市公式キャラクターであるわん丸君を使ったグッズ等を企画・製作・販売する事業者を募集します。

この提案募集は、犬山市への愛着心を育むとともに、グッズを通じて犬山市のプロモーション・PRをし、住むまちいぬやまを官民が一体となって市全体で盛り上げることを目的として提案を募集するものです。

2. 定義

住むまちいぬやま応援グッズ（以下「グッズ」という。）とは、犬山市の活性化を意図として事業者が企画・製作・販売する物品（有形）などの提供であって、事業者からの申請により市が承諾をしたものをいいます。

3. 事業者の要件

犬山市内に事業所を有し、令和8年4月1日時点で既に創業しており、業務実績等から安定したグッズの供給が可能と認められる事業者とします。

ただし、犬山市内に事業所を有していない場合でも、代表者が現在犬山市在住、又は過去に犬山市内に住所を有していた事業者（ずっといぬやま応援団への登録をお願いします。）は対象とします。

また、次のいずれかに該当する事業者は対象としません。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号（同令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- ・犬山市税、愛知県税及び国税のうち、犬山市が指定するものが未納である者
- ・「犬山市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（令和2年3月30日付け犬山市長・犬山市教育委員会教育長・愛知県犬山警察署長締結）に基づく排除措置を受けている者
- ・その他、市長が事業者として適当でないとする場合

4. グッズの要件

グッズの要件は以下の要件を全て満たすものとします。

- ・本体やパッケージなどに、犬山市の名称や形、住むまちいぬやまロゴマークなど添付し、一目で犬山市とわかるデザインであること。また、住むまちいぬやまロゴマークは必ず使用すること。
- ・犬山市公式キャラクターのわん丸君を使用する場合は、犬山市観光協会の許可及び使用料の支払いを事業者負担にて行うこと。
- ・誰でも常時購入できるものであること。（当初より限定販売を想定しており、犬山市の承諾を得ているものは除く。）
- ・企画・製作・販売など、グッズに係る関係法令に違反がないこと。
- ・内容、価格が類似商品と比較して適正であると市が認めるものであること。
- ・イベントや大会等の特定行事のみで利用するものではないこと。

・その他、市長がグッズとして適当でないとは判断したものは除く。

5. 承諾に係る事項

(1) 犬山市公式の「住むまちいぬやま」Web サイト内に住むまちいぬやまパートナーとして登録させていただきます。パートナー料は、1 か月あたり 2,000 円とし、パートナー登録期間はグッズの承諾期間とします。

(2) グッズの承諾期間は最短 1 か月とし、最長を令和 9 年 3 月までの期間で、1 か月単位とします。承諾期間満了後、更新も可とします。

(3) 犬山市のシティプロモーションのため、提案事業者のホームページや各種 SNS 媒体にて「住むまちいぬやま」Web サイトのリンク掲載、及び本事業を実施し、グッズを製作、販売している旨の紹介を行っていただきます。

(4) シティプロモーション事業のために犬山市が出展する際に協力をお願いする場合があります。

(5) グッズ販売に関して、市の承諾後、毎月 10 日までに前月分のグッズ販売数の報告をしていただきます。(様式任意)

(6) グッズ販売に関して、グッズの特性によりやむを得ないと市が認めた場合は、予約販売も可とします。その場合は市にお問い合わせください。

6. 承諾手続き

(1) 申請方法

住むまちいぬやま応援グッズ提案申請書(様式第 1)、住むまちいぬやま応援グッズ提案説明書(様式第 2)に必要事項を記入し、グッズの画像又はイメージ画像、業務実績がわかる書類(任意様式)を添えて申請してください。

なお、同じ事業者が複数のグッズを申請する場合、住むまちいぬやま応援グッズ提案説明書はグッズごとに提出してください。

(2) 申請期間

本要領施行日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。

(3) 提案数

事業者ごとのグッズの提案数は 3 点までとします。

(4) 審査結果

審査結果は、申請した月の翌月末日までに住むまちいぬやま応援グッズ承諾結果通知書(様式第 3)により通知します。

(5) 内容の変更

市が承諾した内容を変更する場合は、その内容を市長に届け出てください。

(6) 承諾の取り消し

ア 次のいずれかに該当する場合は承諾を取り消します。

- ・虚偽の申請に基づき提案を行ったと認められるとき。
- ・事業者が対象外であることが確認されたとき。
- ・商品の要件を満たさないことが確認されたとき。
- ・商品の承諾に重大な支障を及ぼす恐れがある行為があったとき。
- ・一定期間販売がされていないことが確認されたとき。

イ 商品の承諾を取り消したときは、犬山市公式グッズ承諾取消通知書(様式第 4)により通知します。

7. グッズや承諾事業者の周知

承諾したグッズや事業者は、住むまちいぬやま Web サイトに公表し、承諾の都度報道発表を行い、住むまちいぬやま応援グッズとしてPRします。

8. 啓発グッズの貸与及び配布

啓発グッズの貸与及び配布として、希望する事業者には住むまちいぬやま応援グッズのぼり旗、住むまちいぬやま卓上パネルを承諾期間中無償貸与します。

9. 損害に関する責任

グッズの生産、販売、提供等により事故等が発生した場合は、申請者がその賠償責任を負うものとし、事故等の内容をすみやかに市長に報告してください。

承諾の取消により損害が生じた場合でも、市はその責任を負いません。

附 則

この要領は、令和7年7月18日から施行します。

この要領は、令和8年4月1日から施行します。

